

京都市告示第460号

平成23年度からの西京極総合運動公園プール施設の指定管理者ビバ・オリックス・パティネグループの代表団体である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内アイススケートリンクを供用しない日の変更等について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成23年3月17日

京都市長 門川大作

平成23年4月1日（金）から同月3日（日）までのアイススケートリンクの供用時間を午前10時から午後5時までとし、同月4日（月）から同月30日（土）までをアイススケートリンクを供用しない日とする。

（理由）

アイススケートリンクからプールへの転換工事を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）